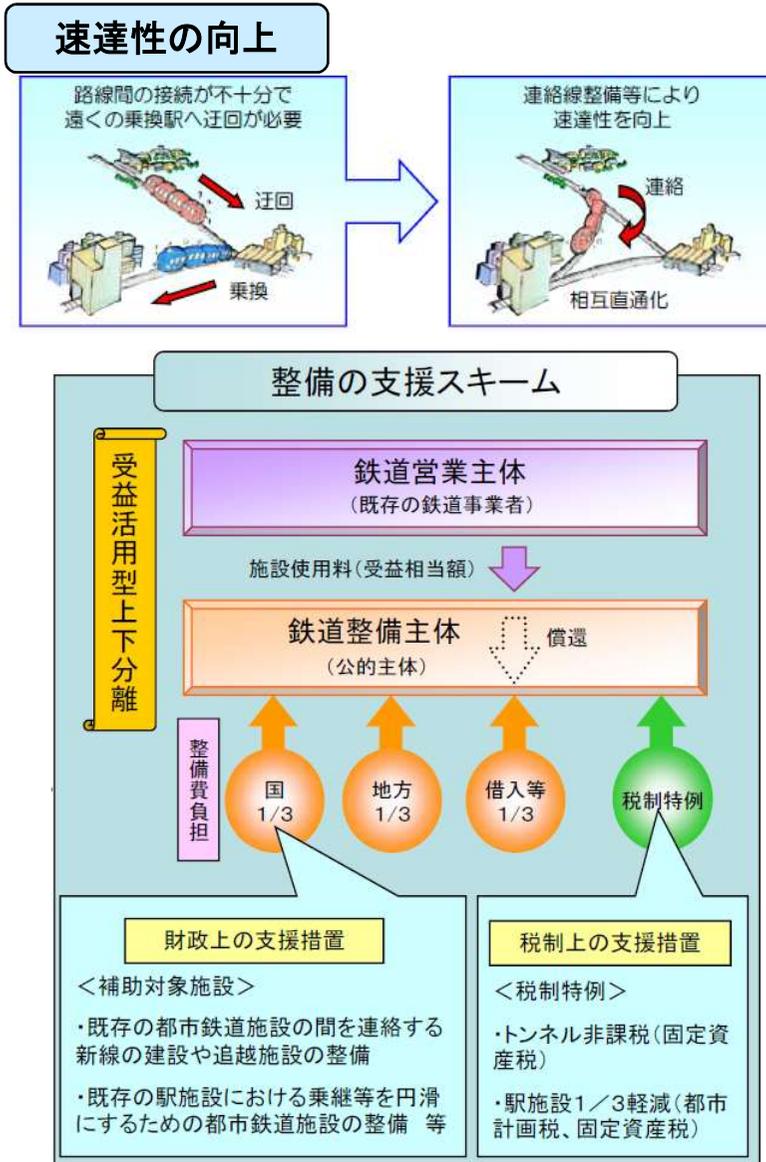


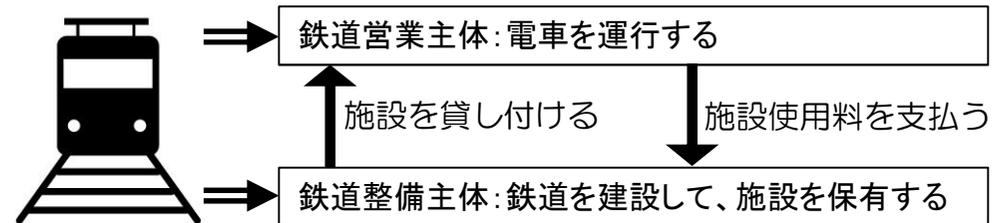
# 9. 都市鉄道利便増進事業費補助制度の創設

【平成17年度 国】



## 都市鉄道利便増進事業費補助制度の概要

- ・平成17年8月に施行された「都市鉄道等利便増進法」に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設の整備により、都市鉄道等の利便を増進
- ・営業主が、施設整備主体に対し、当該施設整備による受益の範囲内で使用料を支払う「受益活用型上下分離方式」を採用
- ・**地下鉄補助並みの補助率に相当する補助制度**
- ・既存の鉄道路線間を接続する連絡線の整備、追越施設の整備等により速達性の向上を図る事業と、駅内外の一体的な整備によって交通結節機能の高度化を図る事業がある
- ・上下分離方式とは、運行事業者とインフラの整備主体とが原則として別人格で、インフラの整備に公的主体が関与する場合をいう



## 8号線への適用について

- ・八潮ー野田市間の先行整備は、つくばエクスプレスと東武野田線の間を連絡する新線の建設であり、ネットワーク効果や速達性を高めることができるため、「速達性向上事業」の要件に該当する

**都市鉄道利便増進事業費補助制度による  
8号線八潮ー野田市間の先行整備の  
早期事業化を目指す**